

国保料(税)の滞納処分から 身を守るために

弁護士 佐 藤 靖 祥 (仙台)
(滞納処分対策全国会議 事務局長)

1

序章 簡単な自己紹介

出生 神奈川県逗子市

出身大学 中央大学法学部

弁護士登録 仙台弁護士会入会(新里鈴木法律事務所)

現在 さとう法律事務所(弁護士1人の事務所)

滞納処分対策全国会議事務局長

趣味 飲酒、国内旅行、野球・相撲観戦

頭髪 原発事故直後の雨を浴びてから抜け始める(※強力な異説あり)

2

1 滞納処分問題の実情(強圧的な取立)

- ① 建物の地下にあるブースに呼び出しを行い、「滞納者は死んでもいいから働け」などの罵声を浴びせたり、「ヤミ金には返さなくていいから借りて払え」など詐欺的借入を強要したりするなどの暴言(さいたま市)
- ② 収入の大半を占める月32万円を給料から差し押さえしてよいとの承諾書(国税徴収法76条5項)を、税滞納者の妻に書かせて、月32万円の給与債権を差押(さいたま市)
- ③ 税滞納者に対し、生協で行っている年8.9%の貸付を受けて納付をすることを要求したり、年内の納付を強要したりした結果、1回目の分納金を納付後公共料金が支払えなくさせるなどの強圧的取立(宮城県地方税滞納整理機構)

3

靖祥1

2 滞納処分とは

法定納期限までに納付されない税などについて、徴収権者が、その税などにかかる債権を滞納者の意思にかかわらず実現する行政処分。

国税徴収法上は、督促状発送から10日を経過して納付がない場合に滞納処分をすることができるものとされている(国税徴収法47条1項1号)。

地方税や国民健康保険料(税)など、国税徴収の例により徴収できる公債権一般に適用されている。

要は、「督促状を発送して10日経過すれば、債務名義取得」ということ。

国税徴収法47条1項
(差押の要件)

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。

二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号(督促)に掲げる国税をその納期限(繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限)までに完納しないとき。

4

2 滞納処分とは(自力執行権)

滞納処分においては、自力執行権が認められている。

国税徴収法56条

(差押の手續及び効力発生時期等)

第五十六条 動産又は有価証券の差押は、徴収職員がその財産を占有して行う。

2 前項の差押の効力は、徴収職員がその財産を占有した時に生ずる。

3 徴収職員が金銭を差し押えたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

国税徴収法62条

(差押えの手續及び効力発生時期)

第六十二条 債権(電子記録債権法第二条第一項(定義)に規定する電子記録債権(次条において「電子記録債権」という。)を除く。以下この条において同じ。)の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない。

3 第一項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

(以下略)

5

2 滞納処分とは(広範な調査権)

滞納処分においては、広範な調査権が認められている。

(質問及び検査)

第一百四十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第一百四十六条の二及び第一百八十八条第二号において同じ。)を検査することができる。

一 滞納者

二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足る相当の理由がある第三者

三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足る相当の理由がある者

四 滞納者が株主又は出資者である法人

6

3-1 事例1の概要

父の不動産を相続した子の一人からの相談。

当時、損害賠償請求をされており、その賠償金を工面するために、共同相続人とともに不動産を売却し、相続割合に応じて受領した売却代金から賠償金を支払った。その際、不動産業者からアドバイスを受けていた、翌年の所得税の概算分は手元に残っていた。

翌年、確定申告を行い、所得税は従前想定していた金額と大きな違いがなかったもので、直ちに納付したものの、その後に住民税及び国民健康保険税の納付書が届き、その額に驚愕し、当職に相談をしに来た。

当時の収入は、知人の仕事を手伝って、わずかな手間賃をもらう程度であり、およそ納付できる金額ではなかった。

7

3-2 検討

滞納税額は70万円強(住民税17万、国保税53万)であった。

幸い、納付通知書が届いてからすぐに相談に来てくれたので、申請による換価の猶予(地方税法15条の6)を使える事案であったので、その申請を検討した。

(地方税法15条の6)

地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金(徴収の猶予を受けているものを除く。)につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

8

3-3 申請による換価の猶予

なぜ、納付書が届いてすぐに相談に来てもらえるとよいのかといえば、申請による換価の猶予については、納期限から、条例で定める期間内(一般的に6か月としている自治体が多い)に申請をしなければならないためである。

今回の滞納者は、一番早い納期限の翌月には相談に来ていたので、申請による換価の猶予の適用を求めていくこととした。

申請による換価の猶予が認められれば、①滞納処分による差押が事実上なされなくなる、②延滞税率が通常は8.7%であるところ、0.9%に減額されるなどの効果があるため、要件を満たすのであれば積極的に利用すべき制度である。

9

3-4 換価の猶予は1年？

換価の猶予は、猶予期間中に滞納税金を分納することが前提となった手続とされている。

この分納の期間について、自治体職員の多くが、法文上「1年以内の期間を限り」猶予することができるものとされていることから、「1年以内に完納する内容でないと分納は認められない」と主張する。

しかし、かかる解釈は、完全な誤りである。

国税庁徴収課が平成27年3月に発出した「納税の猶予等の取扱要領」50の注1には、「1年以内に完納が見込まれないことにより、1年を超える部分の金額を猶予期間の最終日の分割納付金額としているものについては」とされており、1年以内に完納が見込まれない納付計画の場合には、最終日の分割納付金額を残金全額とすることが当然に前提とされている。

よって、「1年以内に可能する内容でないと分納は認められない」との見解は、完全に誤りである。

10

3-5 職権による換価の猶予との違いは？

換価の猶予には、申請による換価の猶予（地方税法15条の6）と、職権による換価の猶予（地方税法15条の5）とが存在する。

職権による換価の猶予は、もっぱら行政側の職権によるものであるのに対し、申請による換価の猶予については、行政側には応答義務が生じるので、無視することができない。また、猶予の適否について異議があれば、不服申し立てをすることができる。

よって、申請による換価の猶予の申請ができる期間（一般的には納期限から6か月）に換価の猶予を希望する場合には、申請による換価の猶予を行うことが肝要。

11

3-6 最終的な解決

この事案については、そもそも収入がほとんどない相談者であったため、納付が困難かと思われたが、交際中の男性から資金援助を受けることにより、月3万円であれば納付できるとのことであった。

滞納税額が70万円強なので、月3万円の納付が可能であれば、2年間で分納することが可能であったので、まず、1年間3万円ずつの分割納付の計画を立て、最終弁済日には残金全額を納付する形で換価の猶予を申請した。

行政に対しては、初めから延長を前提とした2年計画であること、その場合には最終弁済日に残額全額を計上することが納税の猶予等の取扱要領に記載されていることなどを説明しつつ申請したところ、難なく初年度の換価の猶予が認められた。

また、翌年に、残金を1年で納付する延長申請をしたところ、こちらも無事認められ、完納することができた。

12

4-1 事例2の概要

父、母、娘の3人で生活。娘はすでに成人している。

父は定年退職後、タクシー運転手として働いており、月収は10万円程度。社会保険には加入していない。年金は月15万円。

妻は、年金のみであり月8万円程度の収入。

娘は精神障害を抱えており、障害年金を受給中。月8万円程度。

世帯収入は高いが、家賃が月8万円であること、父がドライバーのため、外食費などがかかり、食費が月10万円程度かかること、生活費のために娘名義で借入れをした負債が200万円ほどあり、その返済が月5万円程度になっていることなどがあり、父は3人分の国保税の支払ができず、67万円ほどの滞納となっており、宮城県地方税滞納整理機構から呼び出しがあった。

13

4-2 本人による交渉

父が宮城県地方税滞納整理機構に6月に納税相談に行ったところ、開口一番「年内に完納してください」と言われた。

67万円を残り7か月で支払うとなると、月10万円近くになってしまうので、とても支払うことができない旨を述べたところ、職員から「みやぎ生協で貸付けをしているから借りれば払えるでしょう」と言われた。

父は、みやぎ生協に貸付けの相談をしに行ったところ、およそ貸付金の返済の見込みがないと判断されたようで、貸付を受けることができなかった。

そのため、父は、機構を再び訪れ、借入れができなかった旨を説明した。すると、担当者は、「ではどうやって年内に完納するのですか」と聞いてきた。

父は、「年内というと、今月を含めて7か月しかない。67万円を完納するとなると、月10万円支払わなければならないということですか」と口にする、担当者は、「その内容であればよいでしょう」と言い、6月から月10万円を納付することとなった。

14

4-3 納付開始後の生活

6月より月10万円の納付を開始した。6月は年金月であったことから納付をすることができた。

しかし、7月になると資金が枯渇し、電気料金、水道料金、ガス料金、電話料金などの支払ができなかった。ライフラインの支払ができなくなれば生活は成り立たないことに加え、父はタクシー運転手をしていたので、携帯電話を利用できないと仕事上の支障が生じる状況であったため、先行きに恐怖を感じていた。

さらに、機構に10万円を納付しなければならないことから、一時は自殺を考えたものの、生活困窮者支援団体(みやぎ青葉の会)の存在を知り、相談の電話を入れた。

15

4-4 支援団体による支援

支援団体では、当職が担当することとなった。

まず、機構に対し、世帯としての家計収支表を作成の上、せいぜい月2万円しか納付できない生活状況であることを説明した。

これに対し、機構は、「法律上、1年以内に完納してもらうルールになっているから、月2万円では決められるはずがない」「そんなことも知らない弁護士さんに、依頼の費用なんて支払うの、無駄ですよ。その分納付に回すべきだと思いませんか」などといった不遜な態度をとった。

これに対しては、前記「納税の猶予等の取扱要領」を示し、1年以内の完納のルールなど存在しない旨を説明したところ、一転して、「職権による換価の猶予を認めるつもりはない」と、態度を硬化させた。

16

4-5 娘の入院と独立

機構との交渉が暗礁に乗り上げる中、職権による換価の猶予がなされなければ延滞税(当時は8.9%)の負担が重いとの判断から、母が銀行から低利の融資を受け、これをもって完納する方法をとることとなった。

しかし、今度は、このような資金繰りをめぐってギスギスする両親の様子を目の当たりにしたためか、娘の精神状況が悪化し、強制入院をさせられることとなったので、母の借入金は、その費用に充てざるを得なくなった。また、入院先の病院からは、両親と離れて暮らした方が精神的に落ち着くはずとの見解が示されたため、娘は別に住居を借りて生活することとなった。

娘については、傷害年金が月8万円あったが、それだけでは生活ができないため、当職が支援して、生活保護の受給をすることとなった。

17

4-6 娘と母の負債の整理

こうして、娘については別世帯を構え、生活保護を受けて生活するようになったが、200万円の借金があった。これについては、当職が自己破産の手続を代理人として申し立てることにより免責を受けることとなった。

また、母についても、銀行から低利の融資を受けたものの、延滞した国保税の納付と、銀行への返済を両方するとすると、従前と比して、さらに生活が苦しくなることが明らかであったため、こちらについても、当職を代理人として自己破産を申し立てることとなった。

18

4-7 自己破産とは

自己破産は、裁判所により、最終的に負債の支払責任をなくしてもらう手続である。ただし、滞納国保料(税)などは、非免責債権とされているので(破産法253条1項1号)、税金や国保料(税)の滞納がある場合、直接の効果はない。

流れとしては、①持っている財産をすべて換価する、②①で換価した金額を債権者に平等に配当する、③配当後に残った負債について責任を免除する、という流れになる。

なお、「持っている財産」は、裁判所によって異なるが、基本的に、換価して20万円以上になる財産をいうので、たいていの場合は換価する財産がなく、単純に③の責任の免除を受けるだけとなる場合が多い。

19

4-8 自己破産により滞納国保料から身を守る

自己破産をしても、滞納国保料(税)は、責任免除の対象とならないのであれば、何の意味もないはずであるが、実はそうでもない。

例えば、自己破産をすることにより、従前の借金の支払額は支払わなくてよくなるのだから、その分を納付に回すことができる。要するに、借金返済分を納税に回すことができるようになる。

また、自己破産をするということは、持っている財産をすべて換金し、これを配当することとなる(または、そもそも換価する財産がない)ということとなるので、手続終了直後は、財産が全くない状況である。

このような場合、滞納処分停止(国税徴収法153条、地方税法15条の7)の対象となりえ、停止となれば、差押がなされず、かつ3年以上状況が変わらなければ納付義務が消滅する(地方税法15条の7第4項)

20

4-9 滞納処分停止関連条文①

地方税法第15条の7

地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

(中略)

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

21

4-9 滞納処分停止関連条文②

国税徴収法153条

税務署長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分の執行及び租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収(以下この項において「滞納処分の執行等」という。)をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分の執行等をするによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分の執行等をするすることができる財産がともに不明であるとき。

(中略)

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

22

4-9 滞納処分停止関連条文③

国税徴収法基本通達153条関係2

法第153条第1項第1号の「滞納処分の執行」をすることができる財産がないときとは、滞納処分の停止をするかどうかを判定する時（以下第153条関係において「判定時」という。）において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 既に差し押さえた財産及び差し押えの対象となり得る財産の処分予定価額が、滞納処分費（判定時後のものに限る。）及び法第2章第3節《国税と被担保債権との調整》の規定等により国税に優先する債権の合計額を超える見込みがない場合
- (2) 差し押えの対象となり得る全ての財産について差し押さえ、換価（債権の取立てを含む。）を終わったが、なお徴収できない国税がある場合

23

4-10 最終的な解決

本件については、娘が独立したことにより、娘の生活費の負担がなくなったこと、特に娘名義で借りていた借金の支払が、娘の自己破産により支払わなくてよかったことなどから、父と母の生活に余裕が生まれ、毎月8万円を納付することが可能となった。

その提案をすると、機構は、「やればできるじゃないですか」との言葉を残し、職権による換価の猶予（地方税法15条の5）を適用した。

確かに何とかできてはいるのだが、自己破産者が2名、生活保護受給者が1名出ており、社会的な負担が生じたことには何の抵抗もないのかと閉口した次第であった。

24

5-1 事例3の概要

自営で内装を行っている、未成年の息子と2人暮らしの父親が、国民健康保険料及び住民税の納付ができずにいたところ、売掛金の差押を受けた。

父親は、自営業とはいえ、仕事の大半は差し押さえられた売掛先からの下請受注であったため、差押がなされている限り、事業資金はおろか生活費も工面できない状況となる営業状況であった。

しかも、前年の営業所得(減価償却資産がないため、純粋な営業所得)は160万円ほどであり、月平均の所得金額は14万円程度しかなく、生活保護基準を下回る生活水準であった。

25

5-2 緊急の納税相談

このように、本事案は、売掛先からの入金までに差押が解除ないし差押の範囲が減縮されない限り、事業も生活も維持できない状況であった。

そのため、家計収支を検証する時間的余裕もないことから、前年の確定申告書及び青色申告決算書のみを揃え、

ア 世帯として生活保護水準よりも低い収入しかないことを理由として、滞納処分の停止(地方税法15条の7)を求め、

イ 仮に滞納処分停止がなされなくても、売掛金をすべて差押の対象とすることは、当該世帯の個別具体的な生活実態を考慮した適切な徴収とは言えないので、営業及び生活が維持できる程度に差押額を減縮すること

を訴えに、納税相談に赴いた。

26

5-3 ア 滞納処分の停止

前述した通り、滞納処分の停止がなされ、状況が改善されないまま3年が経過すると、滞納していた税金の納付義務が消滅する(地方税法15条の7第4項)。

滞納処分停止の要件は、以下のとおりであり(地方税法15条の7第1項)、本件では、②に該当するものと主張する。なお、②の「生活を著しく窮迫させる」については、「滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態」と解釈されている(国税徴収法基本通達153条関係3)

- ① 滞納処分をすることができる財産がないとき
- ② 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- ③ その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

国税徴収法基本通達153条関係3

3 法第153条第1項第2号の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者(個人に限る。)の財産につき滞納処分の執行又は徴収の共助の要請による徴収(以下16において「滞納処分の執行等」という。)をすることにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態(法第76条第1項第4号に規定する金額で営まれる生活の程度)になるおそれがある場合をいう。

27

5-4 イ 税滞納者の生活実態を踏まえた徴収

また、税滞納者の個別具体的生活実態を踏まえた徴収については、以下の各資料から、各地方自治体に求められているものと言える。

1 総務省自治税務局が、毎年、各自治体に対して発出している「令和●年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」において、「各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたい」としていることに加え(令和7年度は第二の(17))、

2 平成31年4月10日の衆議院財務金融委員会による参考人質疑において、国税庁のみならず、総務省もまた、税滞納者の個別具体的な生活実態を踏まえた適切な徴収をすべきことが繰り返し述べていること。

28

5-5 納税相談における市役所の主張

これら資料を携えて、市役所に納税相談をしに行った。

個別具体的な生活実態を踏まえれば、差押は解除されるべきであることを総務省の見解を示しつつ説明したところ、担当者は、「差押対象は売掛金であり、本来であれば、全額を差し押さえることができる。しかし、今回は、給与債権として扱い、給与債権の差押禁止の範囲(約14万5000円※)を超える範囲のみを差し押さえている。よって、生活実態を踏まえた差押をしている」などと回答。

※ 給与や年金については、一定の範囲で差押が禁止されている(国税徴収法76条1項)。細かい計算はあるが、目安としては、1人世帯であれば月10万円、2人以上の世帯であれば、2人目以降、1人当たり4万5000円を加算した金額が差押禁止。よって、本件では、父親と息子の2人暮らしなので、14万5000円程度が差押禁止とされている。一方、売掛金についてはこのような差押禁止の範囲が定められていない。

29

5-6 反論と結論

しかし、市の担当者の反論は当を得ていない。

すなわち、総務省が求めているのは、あくまでも、「滞納者の個別具体的な実情を踏まえた適正な徴収」なのであり、給料の差押禁止の範囲は手元に残せるよう配慮すれば足りるものではない。給料の差押禁止の範囲は、あくまでも一般的な基準であり、税滞納者の個別具体的な実情を踏まえれば、給料の差押禁止の範囲を手元に残しただけでは生活が成り立たない場合も往々にして存在するのだから、市の担当者の主張は、やはり、個別具体的な生活実態などお構いなしに、一般的な配慮をしたものにすぎない。

よって、当職からは、「全然具体的な生活実態を踏まえていませんね」という反論を受け、最終的には、しぶしぶ差押を解除した。

なお、主眼としていた滞納処分の停止については、所得はないかもしれないが、家事消費分が経費に含まれている可能性があることを理由に適用されなかった。

30

5 最後に(滞納処分を扱う場合には)

- 1 滞納処分問題についての臨機応変な対応を適切に行うため、講義を受けたり、書籍を購入したりして、必要に応じた勉強を怠らない。

→書籍として、「滞納処分相談対応マニュアル」をどうぞ！

- 2 専門の税理士に直接相談できるような人的関係を築く。

→滞納処分対策全国会議に入会すれば、いつでも何度でもメーリングリストで質問ができます。興味のある方は、さとう宛にご連絡ください。

31

5 最後に

ご静聴ありがとうございました。

しつこいですが、「滞納処分相談対応マニュアル」のご購入、よろしくお願いします。

是非一緒に、全国の過酷な滞納処分問題の解決に向けて取り組みましょう！

32